

自主参加型国内排出量取引制度目標保有参加者タイプB用公募要領 (公募要領B)

自主参加型国内排出量取引制度の実施に当たり、設備補助を受けることなく排出削減を約束し、排出枠の交付を受ける参加者を公募致します。本制度への応募方法及びその他留意していただきたい点は以下のとおりです。

1. 環境省自主参加型国内排出量取引制度の概要

(1) 自主参加型国内排出量取引制度とは

- ・自主参加型国内排出量取引制度は、温室効果ガスの費用効率的かつ確実な削減と、国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積を目的として、平成 17 年度から開始したものです。
- ・温室効果ガスの排出削減に自主的・積極的に取り組もうとする事業者に対し、一定量の排出削減約束と引換えに、省エネルギー等による CO₂ 排出抑制設備の整備に対する補助金を交付することにより支援します。
- ・排出削減約束達成のために排出枠の取引という柔軟性措置の活用も可能とします。
- ・設備補助を受けることなく自主的に排出削減を行う事業者を目標保有参加者タイプBと呼びます。
- ・第4期からは、これまでの単独工場・事業場だけでなく、複数の工場・事業場をまとめたグループ単位でもグループ参加者として参加できます。

(2) 制度への参加方法

- ・自主参加型国内排出量取引制度への参加には、以下の3通りの方法があります。
 - ①目標保有参加者タイプA
一定量の排出削減を約束する代わりに、省エネ設備等の整備に対する補助金と排出枠の交付を受ける参加者
(「温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業」の採択事業者)
 - ②目標保有参加者タイプB
設備補助を受けることなく排出削減を約束し、排出枠の交付を受ける参加者
 - ③取引参加者
排出枠等の取引を行うことを目的として、登録簿に口座を設け、取引を行う参加者。
取引参加者に対しては、補助金及び排出枠の交付はなされません。
- ・今回は、①目標保有参加者タイプAと②目標保有参加者タイプBを公募します。
- ・①と②の目標保有参加者には、それぞれグループ参加者としての参加も可能です。グループ参加者には別紙3-2「第4期実施ルール(グループ参加者向け)」を、グループ参加者以外の通常参加者には別紙3-1「第4期実施ルール(単独参加者向け)」をそれぞれ適用します。特段の断りがない限り、以下の説明での『別紙3-1及び別紙3-2「実施ルール」』とは別紙3-1と別紙3-2の両方を指します。

(3) 目標保有参加者として制度に参加するメリット

- ・この制度に目標保有参加者として参加する場合、以下のようなメリットがあります。
- ・国内排出量取引制度に実践的に参加することによって知見を蓄積できます。
- ・温室効果ガス排出量の算定に習熟するとともに、検証機関の検証を受けることにより、「温暖化対策マネジメント」を効果的に講じていくための基盤が形成されます。
- ・地球温暖化対策に積極的に取り組む先進的企業として、CSRの観点から社会的貢献がPRでき

ます。

2. 自主参加型国内排出量取引制度への参加

自主参加型国内排出量取引制度への参加に伴い守っていただくべきルールの詳細については、別紙3-1及び別紙3-2「実施ルール」に記載してありますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 目標保有参加者タイプBの対象となる事業者

- ・単独参加者は、地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）の温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における特定排出者（エネルギー起源二酸化炭素の排出において対象となる者に限る）
- ・グループ参加者の場合は、参考資料2「グループ参加に関する参加要件及び提出物」を別途参照して下さい。なお、グループ参加者の場合は、申請前に環境省へご相談下さい。
- ・単独参加者・グループ参加者ともに、自主行動計画参加企業は対象とはなりません。

(2) 応募時の提出書類

- ・別添の様式に従い、以下の書類を提出いただきます。
 - ▶ 公募要領B 別添1「参加申込書」
 - ▶ 公募要領A・B共通 別添4-1 算定報告書 単独参加者用
 - ▶ 公募要領A・B共通 別添4-2 算定報告書 グループ参加(工場・事業場)用
 - ▶ 公募要領A・B共通 別添4-3 算定報告書 グループ参加(工場・事業場)用
 - ▶ 公募要領A・B共通 別添4-4 算定報告書 グループ参加(事業場のみ)用
- ・別添1の参加申込書には、以下の情報を記載する。
 - ▶ 対象となる工場・事業場（工場・事業場ごとに申請。但し、グループ参加の場合はグループ毎に申請）
 - ▶ 対象となる工場・事業場における基準年度排出量（原則として2005～2007年度）。
 - ▶ 2009年度の排出削減予測量：基準年度排出量と2009年度の排出削減予測量との差。排出削減予測量は基準年度排出量に対して少なくとも1%以上であることが必要です。
 - ・排出削減予測量及び基準年度排出量の算定については、別紙3-1及び別紙3-2「実施ルール」を参照下さい。

(3) 基準年度排出量の検証

排出削減実施事業者は、2009年1月末までに、基準年度の排出量について環境省の委託する検証機関の検証を受けていただきます（別紙3-1及び別紙3-2「実施ルール」参照）。検証委託費は環境省が負担します。

(4) 排出枠の交付

- ・(3)の検証を終えた排出削減実施事業者に対しては、2009年4月に排出枠の初期割当量(JPA)が交付されます。
- ・JPAの交付量は、以下のとおりです（別紙3-1及び別紙3-2「実施ルール」参照）。

対象工場・事業場の基準年度の平均排出量	－	「2009年度の排出削減予測量」
---------------------	---	------------------

(5) 排出削減対策の実施

- ・排出削減実施事業者は、2009年度において排出削減に取り組んでいただきます。

(6) 2009 年度排出量の算定と検証

- ・排出削減実施事業者は、2010 年 4 月以降に 2009 年度の排出量を算定するとともに、2010 年 7 月ごろに環境省の委託する検証機関による検証を受けていただきます。（この検証に係る費用については、2010 年度予算において要求する予定）

(7) 排出枠の取引

- ・排出枠は 2010 年 8 月 31 日に予定されている償却期限までの期間において随時取引可能です。（別紙 3-1 及び別紙 3-2 「実施ルール」参照）。

(8) 排出枠の償却義務

- ・排出削減実施事業者は、2010 年 8 月 31 日に予定される償却期限までに、検証機関の検証を受けた 2009 年度の実排出量と同量の排出枠を、登録簿上の償却口座に移転していただきます（排出枠償却義務：別紙 3-1 及び別紙 3-2 「実施ルール」参照）。
- ・償却には、初期割当量（JPA）に加えて、CDM プロジェクト及び JI プロジェクトに基づいて発行される jCER も活用することができます（別紙 3-1 及び別紙 3-2 「実施ルール」参照）。

3. 公募案内

(1) 応募方法

事業の応募に必要な書類と電子媒体を公募期間内に環境省へ提出していただきます。提出物は封書に入れ、宛名面に「自主参加型国内排出量取引制度応募書類」と赤字で明記してください。

(2) 公募期間

2008 年 11 月 6 日（木）～2008 年 12 月 5 日（金）17 時必着

※ 期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が当方の事情に起因しないものについては、受理しません。

(3) 応募に必要な書類及び提出部数

- ①公募要領 B 別添 1 「参加申込書」
- ②公募要領 A・B 共通 別添 4-1 算定報告書 単独参加者用
- ③公募要領 A・B 共通 別添 4-2 算定報告書 グループ参加(工場・事業場) 用
- ④公募要領 A・B 共通 別添 4-3 算定報告書 グループ参加(工場・事業場) 用
- ⑤公募要領 A・B 共通 別添 4-4 算定報告書 グループ参加(事業場のみ) 用
- ⑥企業のパンフレット等、応募事業者の業務概要の説明資料（様式任意）

(提出物)

- ・単独参加者：①～②、⑥
- ・工場を含むグループ参加者：①、③～④、⑥
- ・事業場のみにグループ参加者：①、⑤～⑥

- ・ 上記書類について、正本1部・副本2部を提出して下さい。
- ・ 上記の①～⑤のデータを保存した電子媒体（FD・CD・MO等のメディア）について、1部提出して下さい。媒体には提出事業者名・工場/事業所名を記載して下さい。

なお、審査過程において、必要に応じて電話及び電子メールにて別途ヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、御了承ください。

(4) 提出先（本件窓口）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室 担当：佐藤
TEL 03-3581-3351(代表) 内線 6781
E-mail kyotomecha@env.go.jp

(5) 提出方法

配達記録郵便にて郵送してください。

(6) 採択結果について

採択結果については、事業者名をプレス発表し、併せて環境省ウェブサイト (<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/det/index.html>) に掲載します。

グループ参加に関する参加要件及び提出物

※ グループ参加では事業者の参加形態に関する確認を行うため、グループ参加を希望する場合は、申請前に環境省に事前相談すること。

1. 参加要件

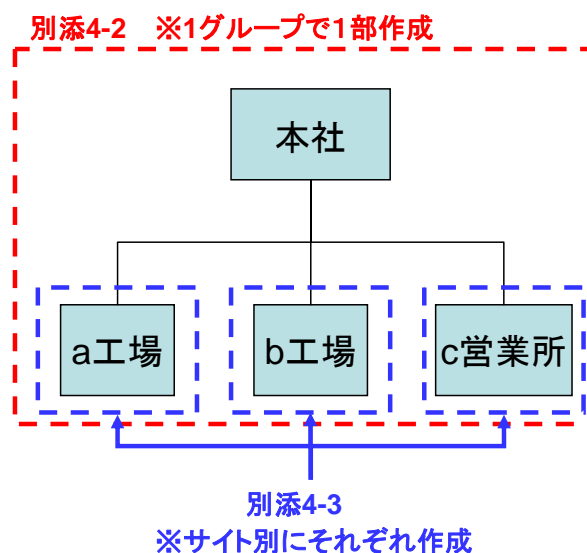
グループ参加の参加要件は以下の通りとする。

- タイプ A：グループ全体の CO2 削減量が合計で少なくとも 300t-CO2 以上
- タイプ B：グループ全体の CO2 排出量合計が少なくとも 3,000 t-CO2 以上

2. 提出物

2.1. グループ内に工場がある場合

- ・ 算定報告書別添 4-2
対象となるグループの概要および排出量算定・報告・排出量の管理体制に関する基本情報を記載する様式。1 グループで 1 部作成。
- ・ 算定報告書別添 4-3
グループ参加で対象となる工場・事業場における基準年度排出量を記載する様式。1 サイトにつき 1 部作成。



提出物

- ・別添4-2 : 1部 (A社全体)
- ・別添4-3 : 3部 (a工場用、b工場用、c営業所用)

図 1 算定報告書の作成方法 (工場を含むケース)

2.2. グループが事業場のみの場合

- 算定報告書別添 4-4

対象となるグループの概要および排出量算定・報告・排出量の管理体制を記載する様式。グループ参加する対象の事業場における基準年度排出量も同様式に記載する。グループ全体で1部のみの提出。

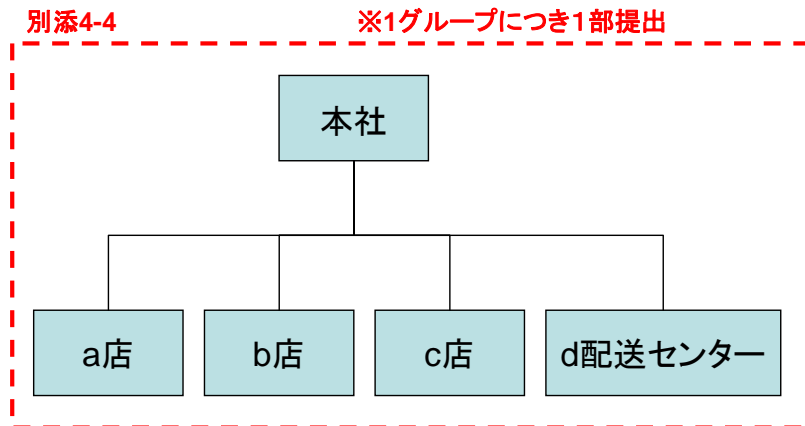


図 2 算定報告書の作成方法（事業場のみのケース）

※提出物の代替について

参加事業者の書類作成における負担を軽減するために、提出書類の一部については、事業者が既に作成している社内用ガイドラインや算定報告書等での代替も認められる。ただし、規定の様式で要求されている情報が質、量共に不足なく記載されていることが条件である。

表 1 提出物の代替可否

算定報告書様式	必要な情報 (各様式における項目)	代替可否
別添 4-2	1.排出削減実施事業者に関する基本情報	代替物不可
	2.共同事業者	代替物不可
	3.二酸化炭素排出量等	代替物不可
	4.排出量算定対象工場・事業場に関する基本情報	代替物不可
	5.工場・事業場の排出源に関する情報	代替物不可
	6.グループのデータ集計体制	データ取得・集計方法が統一されている場合には、当該方法を記載した文書（社内用ガイドライン）、担当者リスト等の提出で代替可能とする。（ただし、算定報告書別添 4-2 で要求している情報が質、量共に不足がないこと）
	7. 合計 CO ₂ 排出量	代替物不可
別添 4-3	I.基本情報	代替物不可
	II.工場・事業場のデータ集計・記録体制	データ取得・集計方法が統一されている場合には、当該方法を記載した文書（社内用ガイドライン）、担当者リスト等の提出で代替可能とする。（ただし、算定報告書別添 4-3 で要求している情報が質、量共に不足がないこと）
	III.排出源リスト	代替物不可
	IV.モニタリング方法	代替物不可
	V～VII.工場・事業場における排出(2005、2006、2007年度)	参加工場・事業場が独自の様式（Excel ファイル等）で、工場・事業場ごとに算定報告書別添 4-3 と同様の情報を把握し、さらに全工場・事業場の排出量についての一覧表を作成している場合、代替可能とする。
	VII. 合計 CO ₂ 排出量	
	VIII. 任意報告	
別添 4-4	1.排出削減実施事業者に関する基本情報	代替物不可
	2.共同事業者	代替物不可
	3.二酸化炭素排出量等	代替物不可
	4.排出量算定対象事業場に関する基本情報	代替物不可
	5.事業場の排出源に関する情報	代替物不可
	6.事業場のデータ集計・記録体制	データ取得・集計方法が統一されている場合には、当該方法を記載した文書（社内用ガイドライン）、担当者リスト等の提出で代替可能とする。（ただし、算定報告書別添 4-4 で要求している情報に不足がないこと）
	I.排出源リスト	代替物不可
	II.モニタリング方法	代替物不可
	III～V.事業場における排出(2005、2006、2007年度)	参加グループが独自の様式（Excel ファイル等）で、事業場ごとに算定報告書別添 4-4 と同様の情報を把握し、さらに全事業場の排出量についての一覧表を作成している場合、代替可能とする。
	VI. 合計 CO ₂ 排出量	
	VII. 任意報告	